

病児保育室えんじえるんは、平成23年9月より千葉市病児・病後児保育事業受け入れ施設となっています。

えんじえるん 利用規約

預ける側と預かる側の双方が、お子さまをお預かりすることについての重要事項について以下の通りの共通認識をもつことによって、お子さまを安全にお預かりし、安心して病児保育業務をお任せいただけますように、本規約を定めるものとします。

第1条（目的）

保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等社会通念上やむを得ないと認められる事由により、病中・病後のお子さまを一時的に保育するほか、その保育中に体調不良となったお子さまへの緊急対応等を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、お子さまの健やかな成長に寄与することを目的とします。

第2条（事業の委託）

お子さまの保護者（以下「委託者」といいます）は、当病児保育室（以下「受託者」といいます）に対し、別紙同意書記載のお子さまの保育を委託し、受託者はこれを誠実に遂行します。

第3条（利用定員）

1日上限8名。

ただし、お預かりするお子さま同士の感染等が予想される場合には、利用定員以内でもご利用できない場合があります。

第4条（対象となるお子さま）

生後2ヶ月から小学校6年生までのお子さまで、千葉市内に居住しているか、または市内の保育所・保育園、幼稚園または小学校に通い、以下の各号のいずれかに該当する場合。

- （1） 当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから集団生活が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭でみるのが困難なとき。
- （2） 病気の回復期ではあるが、集団生活が困難で、かつ保護者の勤務等の都合により家庭でみるのが困難なとき。

※麻疹（はしか）や百日咳などの感染力の強い病気や点滴などの治療が必要な場合はご利用できないことがあります。また、上記以外の病気であっても、医師の診察の結果、受け入れが困難と判断とした場合は、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。

第5条（委託期間）

集団生活が困難であり、かつ、保護者が家庭でみるのができない期間の範囲内とし、原則として5日以内とします。ただし、受託者併設のクリニック院長が必要と判断したときは、必要最小限度の範囲内で延長することができます。

第6条（受託日および受託時間）

原則として、次の各号に掲げる日を除く日を受託日とします。

- （1） 土曜日、日曜日、国民の祝日
- （2） 年末年始（12月29日～1月3日）
- （3） 受託者の定める休診日（夏季休業日等）

受託時間は午前8時から午後6時まで。ただし水曜日は12時半まで。受付は午前7時50分から始めます。

第7条（事前登録）

利用を希望する委託者は、年度ごとに千葉市病児・病後児保育事業利用登録票（様式第1号）を受託者に提出する必要があります。登録は無料です。

第8条（委託時間）

- （1） 委託時間は、千葉市病児・病後児保育事業利用申請書（様式第2号）「利用希望時間」欄記載の通りとします。
- （2） 委託者は、申請書（様式第2号）「利用希望時間」欄記載の終了時刻までに、必ず当施設においてお子さまを引き取らなければなりません。
- （3） 前項の終了時刻についての延長はございません。

第9条（予約）

委託者は、受託者に対し、前日午後6時30分までに電話にて予約をします。ただし、受託者に空きがある場合は、当日でも受付をします。

第10条（予約の取り消し）

- （1） 委託者は、予約をキャンセルする場合、前日の午後8時まで、もしくは当日午前6時30分から午前7時30分の間に受託者にその旨を連絡します。
- （2） 受託者は、予約をしたにも係わらず連絡なく取り消した場合につき、委託者からキャンセル料を徴収いたします。

第11条（お子さまの送迎）

受託者へのお子さまの送迎は、委託者が申請書（様式第2号）に記載の者が行うものとします。万が一、その者の送迎が難しい（親族以外の者が送迎）場合、委託者からの電話またはメールでの申し出、もしくは委任状による申し出に加え、委任された者の身分証（運転免許証等）の提示が必要となります。委任された者の身分確認が取れない場合、お子さまのお引き渡しはできません。

第12条（料金とのお支払い）

- （1） 委託者は、受託者に対し、お子さまの引き取り時に所定の料金を支払います。
- （2） 委託者は、利用期間中の医療行為等のその他料金については、お子さまの引き取り時に支払います。

第12条（緊急医療）

- （1） 委託者は、お子さまに緊急医療措置が必要となったにも係わらず、その連絡を受け取ることができなかった場合、受託者併設のクリニックにおいて同クリニック医師の判断に基づく医療措置を受ける事に同意します。
- （2） また、さらに治療が必要となった場合、受託者併設のクリニック医師が選択した医療機関にお子さまを搬送して医療措置を受けることについて事前に同意いたします。なお、この場合、受託者は、紹介先医療機関の医療措置の内容・結果等について責任を負いません。

第13条（善管注意義務）

- （1） 受託者は、善良な管理者の注意義務をもってお子さまをお預かりいたします。
- （2） 受託者は、委託者の個人情報を本業務でのみ使用いたします。
- （3） 受託者は、お子さまの特殊事情に起因して発生した事故のうち、申込書「お子さまについて特にしらせておきたいこと」欄に記載のない事情に起因する事故については、責任を負いません。

第14条（責任限度）

受託者は、万が一受託者の責めに帰すべき事由によってお子さまに事故が発生した場合、受託者が加入している損害保険規約に基づいて支払われる保険金をもって、委託者及びお子さまの損害を補填するものとし、かつ同保険金額をもって責任の限度とします。また、その保険規約により担保される支払事由の範囲内においてのみ、責任を負担するものとします。

以上

中村内科クリニック
院長 中村 信

別表 利用表

利用者	利用料
生活保護世帯および住民税非課税世帯	無料
所得税非課税世帯	この事業を利用するお子さまおひとりにつき 1日 1030円 6時間まで 620円
その他の世帯	この事業を利用するお子さまおひとりにつき 1日 2050円 6時間まで 1230円

*利用者の区分についてのお問い合わせは、千葉市幼保支援課までお願いいたします。